

文科省が設置した「教職員給与の在り方の見直しを検討するワーキンググループ」（以下、WG）は、1月30日に「審議経過報告」（以下、「経過報告」）を公表。中教審等における審議等を踏まえ、08年度からの実施に向け「さらに審議を行う」としています。

「教員の勤務実態調査」は、全国の教員の1カ月当たり平均約80時間という過労死ラインに相当する異常で違法な時間外勤務の実態を浮き彫りにしました。

WGには、この時間外勤

①教職員定数の1万人程度の純減、②人材確保法に基づく優遇措置を縮減（2・76%削減で財務省と文科省が合意）などを前提としているため、出口の見えない迷路に迷い込んだ「経過報

を設ければ、一部が相対的に賃金改善となっても多数は賃下げにしかありません。廃止・縮減を検討する諸手当として、義務教育等教員特別手当、特殊教育関係者に支給される給料の調

間外勤務時間数に応じた手当支給を検討すべきです。「1年間の変形労働時間制」の導入まで検討されていますが、定数増なくして、多忙化の解消はありません。また、「主幹」「指導教諭」「副校長」（仮称）などの

教員の勤務実態に見合った

給与の見直しと改善が必要

設置を求めています。管理強化にしかありません。伊吹文科相が「ムチみた

いなことばかりでは、いい教師は集まらない」と述べたと報道されていますが、

勤務実態に見合った教員給与の見直し改善でなければ、

「教員という職業が魅力あるもの」とならず、「教員に優秀な人材が確保」されることもありません（全教生権局長 新義義昭）

主張

新聞全教

解説

務実態に見合う総人件費を確保し、教職員定数増と賃金水準維持を基本とした実効ある超勤是正策を打ち出すことが求められています。しかし、WGは「骨太の方針06」に盛り込まれた、

告」となっています。

「経過報告」は「人材確保法の精神は維持しつつ、メリハリを付けた教員給与

体系」を目指すとしています。したが、賃金原資総額の削減を容認した上で、賃金格差

整頓、へき地手当などが羅列されています。

教職調整額（4%）の扱

いは、「引き続き審議」となりましたが、残業時間のバラツキを問題にするなら、労基法37条による、時